

定期監査の結果に関する報告について（平成28年度第2回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年6月28日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	戸	田	由紀子

平成 28 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 経 済 部
都 市 部
教育委員会 教育部

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関

3 監査の実施期間

平成28年12月1日から平成29年1月25日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、経営企画部長・総務部長通知により時間外勤務の上限が月30時間に見直されたところであり、財政運営及び人事管理の両面から対応の必要性が増加している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、特定の職員への偏りや通知の上限を超えているケースが見受けられた。

特定の職員に業務が集中すると、公平性の観点から問題があるばかりでなく、各所属全体の生産性の低下が危惧される。各所属職員の心身の健康に十分に配慮し、情報の共有化や応援体制の強化に努めるとともに、ワークライフバランス推進の観点からも業務の効率化を図るなど、時間外勤務の縮減に取り組まれない。

2 備品台帳の整備及び管理状況について

発生主義・複式簿記が導入され、統一的な基準に基づく地方公会計を新しく整備していく中で、市有財産についてその価値を正確に把握することは重要であるが、備品台帳について、特に所管替えに伴う取得金額が未記入となっている箇所が見受けられた。

引き続き、備品台帳と備品現物の照合を行うとともにその記録を残すなど、備品台帳を活用した備品の適正な管理に努めるとともに、備品台帳の取扱い及び活用方法の統一に向け検討されたい。

3 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。